

和歌山市企業局建設工事等に関する経営再建中の者の入札参加者の取扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山市企業局が発注する建設工事等（建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務をいう。以下同じ。）の適正な入札執行と契約履行を確保するため、会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号。以下「特定調停法」という。）に基づく経営再建中の者その他経営状況が著しく不健全な業者（以下「経営再建中の者」という。）に対する競争入札参加者（以下「入札参加者」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(経営状況)

第2条 和歌山市公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、競争入札参加資格者（以下「有資格業者」という。）の経営状況について、常にその状況の把握に努めなければならない。

2 管理者は、競争入札参加者の選定については、その経営状況に留意しなければならない。

(会社更生法による経営再建中の者の取扱い)

第3条 管理者は、会社更生法による経営再建中の者については、会社更生法に基づく更生計画の認可決定までの間、入札参加者としてはならない。

2 前項の再生計画の認可決定による有資格業者とするときは、次の提出書類により総合的に判断するものとする。

- (1) 再競争入札参加資格審査申請書
- (2) 会社更生法に基づく更生計画の認可決定書の写し
- (3) 建設業等の許可書の写し
- (4) 登記簿謄本の写し
- (5) 会社更生手続き開始決定時の経営事項審査結果通知書の写し
- (6) 最新の営業年度における財務諸表の写し
- (7) その他必要と認められる書類

(民事再生法による経営再建中の者の取扱い)

第4条 管理者は、民事再生法による経営再建中の者については、民事再生法に基づく再生計画の認可決定までの間、入札参加者としてはならない。

2 前項の再生計画の認可決定による有資格業者とするときは、次の提出書類により総合的に判断するものとする。

- (1) 再競争入札参加資格審査申請書
- (2) 民事再生法に基づく更生計画の認可決定書の写し
- (3) 建設業等の許可書の写し
- (4) 登記簿謄本の写し
- (5) 民事再生手続き開始決定時の経営事項審査結果通知書の写し
- (6) 最新の営業年度における財務諸表の写し
- (7) その他必要と認められる書類

(特定調停法による経営再建中の者の取扱い)

第5条 管理者は、特定調停法による経営再建中の者については、特定調停法に基づく特定調停の受諾を完了した日から6月間が経過した後に行われる競争入札参加資格申請の審査（定期審査又は追加審査）において、総合的に経営状況が改善されたと判断するまでの間、入札参加者としてはならない。

（経営再建中の者の取扱い）

第6条 管理者は、有資格業者が手形交換所による取引停止処分、銀行取引停止処分等の事実があり、経営状況が著しく不健全であることを確認したときは、確認した日からその後6月間が経過した後に行なわれる競争入札参加資格申請の審査（定期審査又は追加審査）において、総合的に経営状況が改善されたと判断するまでの間、入札参加者としてはならない。

（契約履行中の建設工事等の取扱い）

第7条 管理者は、契約履行中の建設工事等について、契約の相手方が経営再建中の者となったときは、建設工事請負契約書等の規定に基づき契約履行の可否について判断しなければならない。

2 前項の規定は、共同企業体の構成員が、経営再建中の者となった場合も同様とする。

3 第1項の判断は、契約の相手方からの次の提出書類により総合的に判断するものとする。

（1）工事完成確約書

（2）下請業者、資材購入業者、リース業者からの確約書

（3）工事完成までの資金繰り表

（4）現在の出来高及び工事完成までの工程表

（5）配置技術者等（現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者））の資格者証及び健康保険被保険者証の写し

（6）その他必要と認められる書類

（指名等の取消し）

第8条 管理者は、現に有資格業者を入札参加者としている場合において、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項の取扱いを行ったときは、その指名等を取り消しするものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第9条 管理者は、経営再建中の業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の応急工事等を発注する場合で特にやむを得ない事由があるときは、この限りではない。

（提出書類の書式等）

第10条 第3条第2項及び第4条第2項の有資格業者とするとき又は第7条第3項の契約履行の判断に係る提出書類の書式等については、経営再建中の者又は有資格業者から提出された書式とし、その他必要と認められる書類については、随時定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。